

子育て世帯訪問支援員のサポート内容の例

支援できるのは、「日常的に行う必要がある」家事と育児です。一般的にこれに当てはまらないことは、支援の対象になりませんので、ご注意ください。

この項目を参考に、概ね1時間以内で行える内容を検討して、市や事業者にお伝えください。

また、事業者によっては、提供できないサービスもありますので、事前に派遣事業所とご相談ください。

※本事業は、保育を主たる目的としたものではなく、保護者等の仮眠・静養、家事、通院等をするための時間の確保や、育児の方法に悩んだときのサポートを想定しています。

※訪問看護ステーション等の事業者も、訪問看護など医療的なサポートを行う訳ではありません。

	サポートできることの例	サポートできないことの例（留意事項）
家事のサポート	家事支援に必要な備品（器機・洗剤等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。	家事支援は、危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理は出来ません。
	<u>ア 食事の準備及び片付けの例</u> ☐ 調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの。例：炊飯、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等） ☐ 配膳・後かたづけ（食器洗い・テーブル拭き等）	・翌日分等の分を含めて調理する場合、容器等は利用者にご用意いただき、保管してください。なお、体調を崩した際の責任は負いかねますので、ご了承ください。 ・特別な手間をかけて作る料理や来客のための食事の準備・かたづけ
	<u>イ 衣類の洗濯、補修の例</u> ☐ 洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンス等へしまう。 ☐ アイロンをかける、ボタンを付ける。	・毛布やカーテン等の洗濯 ・大量のアイロンがけ
	<u>ウ 居室等の掃除、整理整頓の例</u> ☐ 掃除機、フロア用清掃用具、粘着カーペットクリーナによる掃除 ☐ 台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除 ☐ 玄関・ベランダの掃き掃除 ☐ 布団干し・シーツ交換 ☐ 新聞、雑誌等の簡単なかたづけ	以下の掃除等は、原則として対応しません。 ・ゴミ出し、大掃除 ・排水溝の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等 ・エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫等の掃除 ・自動車の洗浄 ・室内外の家屋の修理 ・部屋の模様替え（家具等の移動も含む。） ・窓の掃除、草刈り、花木の手入れ ・引越しの手伝い
	<u>エ 生活必需品の買い物の例</u> ☐ スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでの食材・日用品の買い物	・商品代は利用者負担です。移動時間も利用時間に含みます。出産祝いのお返しの買い物等はできません。 ・家電製品、娯楽品等の購入
	<u>オ 日常的に必要ながある家事の例</u> ☐ 日常的に使用している布団を干す。 ☐ 郵便局・ポストへの郵便物の持込み	・自動車への給油 ・銀行での振り込み、現預金の預け入れ、引き出し等 ・ペットの世話、散歩等

	サポートできることの例	サポートできないことの例（留意事項）
育児サポート	育児支援に必要な備品等（哺乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用にご用意いただき、無償で使用させていただきます。	育児に関する支援は、原則として利用者（保護者）とお子様が一緒にいる場所で行います。保護者が不在の際には、契約書の他に一定のルールをつくり、保護者と事業者、市とが共通理解を得たうえで対応します。
	<u>ア 授乳の例</u> ☐ 湯沸かし、粉ミルクの調合 ☐ 哺乳瓶の洗浄・煮沸、消毒・かたづけ	・離乳食の調理
	<u>イ おむつ交換の例</u> ☐ おむつ交換、使用済みおむつをまとめて捨てる。	
	<u>ウ もく浴介助の例</u> ☐ ベビーバスの用意、かたづけ ☐ 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる。	・ヘルパーは「もく浴」そのものをすることはできません。
	<u>エ 適切な育児環境の整備の例</u> ☐ エアコンの温度調節、窓開け、カーテンによる室温調整 ☐ ベビー布団を干す、シーツ・毛布等を洗濯する。 ☐ 赤ちゃんの着替え	・ベビーベッド、乳児用玩具等の組立て・取付け等はできません。
	<u>オ 保育所等の送迎の例</u> ☐ 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等と自宅との間の送迎	・利用者と事業者とで相談のうえ、保護者がいない場合の送迎も可能です。 ・交通費は利用者負担で、移動時間も利用時間に含みます。 ・習い事の送迎はできません。
	<u>カ 宿題の見守り</u> ☐ <u>宿題の見守り（必要な声掛けや集中できる環境の整備など）</u>	・宿題の正誤の採点や内容に関する助言などはできません。個別指導等を希望する場合は、別のサービスをご案内します。
	<u>キ 外出時の補助</u> ☐ <u>通院、行政サービスの手続きの際の同行・児童の見守り</u>	・利用者と事業者とで相談のうえ、保護者がいない場合の送迎も可能です。 ・交通費は利用者負担で、移動時間も利用時間に含みます。
	<u>ク 日常的に行う必要がある育児の例</u> ☐ 家の中で子どもの遊び相手になる ☐ ベビー布団の用意・かたづけ	以下のサポートはできません。 ・行事等の付添い ・医療行為 ・片道概ね 1km 以上の徒歩での移動